

2019年1月1日に中華人民共和国個人所得税法の改正(2018年8月31日 主席令[2018]9号)が全面施行されました。以前にもご案内した通り、今回の改正により中国人のみならず、中国で勤務する外国人の個人所得税の計算にも大きな影響が出ています。既に対応をされている企業も多いですが、あらためて改正点や留意点についてまとめました。

## 【主な改正点】

- 居住者／非居住者の身分に係る重要な判定基準として183日を導入
- 給与賃金、労務報酬、原稿料および特許権使用料から構成される総合課税を取り入れ、総合課税および分類課税を組み合わせた税制を構築
- 税率の累進構造および税率の幅を見直すことで、総合所得および経営所得を取得する労働者、特に中低所得層労働者の税負担軽減を実現
- 総合的控除のメカニズムを導入し、基礎控除額を引き上げると共に、子女教育費、継続教育費、大病医療費、住宅ローンもしくは家賃および老人扶養等の支出に係る専項附加控除制度を導入
- 賞与および株式報酬等についての優遇措置については3年間継続
- 外国人に適用される一部免税措置については3年間継続
- 反租税回避規定等の導入
- 新納税人番号制度の全面導入
- いわゆる5年ルールが6年に延長され、累計90日超による計算リセットが廃止
- 居住者個人の給与賃金所得に対する累計予納・源泉徴収法の適用

## 【主な留意点】

現時点において、企業が対応すべき主な内容としては、以下の点が考えられます。2019年1月度給与にかかる納税申告期限は2019年2月22日(地区によっては2月23日)です。

- 新制度に基づく個人所得税申告および関連する税務コンプライアンスへのリスク対応
- 主として中国人従業員が対象となる専項附加控除の情報収集
- 給与の手取り保証をしている場合における、納税額の計算
- 既存の個人所得税プランニングに対する影響
- 賞与および株式報酬等についての優遇措置適用の判断
- 個人所得税改革およびその影響の従業員への周知徹底
- 企業の従業員管理コストの増加
- 出張者の納税義務の確認

## 【今後の対応】

PwCとしましても、各企業の負担軽減のために、下記のようなサービスを提供しています。

- 専項附加控除情報収集への対応策
- 給与について手取り保証(ネット)から額面保証(グロス)への変更コンサルティング
- 中国人従業員向けトレーニング
- 従業員所得税計算サポート
- その他外国人向けコンサルテーション

本件につきまして、ご関心がおありの場合には、下記担当者もしくは御社を担当するPwC社員にお気軽にお声がけください。

[華北エリア]

高谷 将徳 ( masanori.takatani@cn.pwc.com 直通:(10) 6533 3072 携帯:186-1045-7301)

[華中エリア]

山崎 学 ( manabu.m.yamazaki@cn.pwc.com 直通:(21) 2323 1353 携帯:151-2114-6550)

[華南エリア]

駒形 洋紀 ( hironori.yg.komagata@cn.pwc.com 直通:(755) 8261 8686 携帯:130-6844-9609)

[香港エリア]

高城 勝 ( masaru.takashiro@hk.pwc.com 直通:+852 2289 1485 携帯:+852-5335-1004)

PwC Mainland China and Hong Kong 日本企業部統括代表パートナー  
高橋 忠利

PwC 香港特区／華南エリア統括代表パートナー  
柴 良充

PwC 華中／華北エリア統括代表パートナー  
吉田 将文

---

本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、および台湾はこれに含まれません。本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別的な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになれますようお願い申し上げます。なお日本語版は中国語版をもとにした翻訳であり、翻訳には正確を期しておりますが、中国語版と解釈の相違がある場合は、中国語版に依拠してください。

© 2019 年 PwC 著作権所有。PwC が全ての権利を保有しており、PwC の許可なく頒布することを禁じます。

PwC とは、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッド(PwCIL)に属するメンバーファームのネットワーク、または文脈により PwC のネットワークに属する各メンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織です。詳細は、[www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご参照ください。